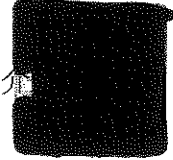


保 第 1 9 5 号
令和6年2月15日

社会福祉法人さつき福祉会
理事長 金杉 照子 様

四街道市長 鈴木 陽 介



令和5年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定により令和5年11月28日に貴法人に対する指導監査を実施したところ、別紙のとおり是正改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、文書指摘事項につきましては、別記様式に記入の上、改善した事項を確認できる書類等を添えて、下記のとおり報告してください。

記

- 1 報告先 四街道市健康子ども部保育課 学童・幼稚園係
(電話：043-379-5617)
- 2 報告期限 令和6年3月8日（金）

別紙

1 文書指摘事項

法人名 社会福祉法人さつき福社会

区分	項目	指摘内容	備考
管理	会計管理	<p>令和4年度決算中、固定資産取得支出について予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がある。</p> <p>予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。</p>	<p>「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）2（2）</p>

※ 報告期限後に指摘事項を改善した場合にも、そのつど速やかに報告すること。